

駐車場にも おもいやりを

ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度は
皆さんのやさしさで成り立っています。



対象者へ利用証を交付します。

一定の要件を満たす、障がいのある方、
要介護者、難病患者、妊産婦、けが人
など、歩行が困難な方が対象です。

この場所に優先駐車できます。

現在の車椅子用駐車区画 約 4,000 区画
に対する利用対象者 約 200,000 人
駐車場不足を解消する制度です。

(岐阜県内の状況 2019 年度末現在)

ご利用には利用証が必要です。対象者は申請を。

ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度お問い合わせ
岐阜県 健康福祉部 地域福祉課
TEL 058-272-8261

利用証の交付や対象者一覧など
制度の詳細は県ホームページへ

ぎふ清流おもいやり駐車場 検索

ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度

対象駐車場・利用証

対象駐車場は、本制度に協力をいただいた施設にある2種類があります。それぞれ駐車場の路面や付近の看板、三角コーン等下記のマーク表示をしています。



1:車椅子使用者用駐車区画

車椅子使用者が乗り降りできるように、通常の駐車場より幅が広い駐車場です。



○車椅子を常時使用する方対象

「車椅子使用者用駐車区画」及び「プラスワン区画」を利用する際に使用できます。



2:プラスワン区画

建物の出入口付近にある通常幅の駐車場です。



○歩行困難な方対象

「プラスワン区画」を利用する際に使用できます。ただし、「プラスワン区画」が無い施設などでは、必要に応じて「車椅子使用者用駐車区画」も利用できます。

利用証の使い方

- ・対象駐車場に駐車する際は、利用証を車内ルームミラーに掲示する等、外から見えるようにしてご利用ください。
- ・この利用証は、駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方であっても、これから利用証を取得する方や一時的なけがの方など、必要な場合には対象駐車区画を利用しますので、ご承知おきください。
- ・この利用証は、対象駐車区画に駐車できることを必ず約束するものではありません。利用証があっても、満車の場合等は駐車できないことがあります。

利用証の申請方法

以下の通り、申請窓口で申請してください。

1:申請窓口(下部に一覧表記)

- ・郵送による申請:県地域福祉課
- ・窓口による申請:岐阜地域福祉事務所、各県事務所福祉課(7ヶ所)、県地域福祉課(県庁2階)

2:申請者

- ・本人または代理人

3:必要書類

- ・利用証交付申請書
- ・下表の「対象要件」欄に記載の各種手帳等
- ・代理人の本人確認書類(代理人申請の場合のみ)
- ・郵送の場合、140円分の返信用切手を同封

※本制度は、同様の制度を実施している他府県と相互利用協定を結んでいます。(他府県でもご利用いただけます)

※制度や申請窓口詳細、対象駐車場のある施設情報等は、県ホームページをご確認ください。

利用証の交付対象者・有効期限

区分			対象要件		有効期限
身体障がい者	視覚障害		身体障害者手帳	4 級以上	5 年
	聴覚障害	聴覚障害		3 級以上	
		平衡機能障害		5 級以上	
	肢体不自由	上肢		4 級以上	
		下肢		6 級以上	
		体幹		5 級以上	
	脳原性運動機能障害	上肢機能		4 級以上	
		移動機能		6 級以上	
	内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害		4 級以上	
		ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害			
		肝臓機能障害			
知的障がい者			療育手帳	A1、A2	
精神障がい者			精神障害者保健福祉手帳	2 級以上	
要介護高齢者等			介護保険被保険者証	要介護 1 以上	
難病患者			特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証いずれかの所持者		
妊産婦			母子健康手帳	単胎児 産後 1 年 多胎児 産後 1 年 6 ヶ月	
けが人等			医師の診断書	医師による歩行困難診断者 1 年以内	

利用証申請窓口一覧

★対象・期限を拡大しました(赤字表記部) 2021年4月1日より適用

県地域福祉課(郵送可)	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁2階	TEL:058-272-8261 FAX:058-278-2651
岐阜地域福祉事務所	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 第2棟 4階	TEL:058-272-8287
西濃県事務所 福祉課	〒503-0838 大垣市江崎町422-3	TEL:0584-73-1111(代表)
揖斐県事務所 福祉課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1	TEL:0585-23-1111(代表)
中濃県事務所 福祉課	〒501-3756 美濃市生穂1612-2	TEL:0575-33-4011(代表)
可茂県事務所 福祉課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1	TEL:0574-25-3111(代表)
東濃県事務所 福祉課	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1	TEL:0572-23-1111(代表)
恵那県事務所 福祉課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71	TEL:0573-26-1111(代表)
飛騨県事務所 福祉課	〒506-8688 高山市上岡本町7-468	TEL:0577-33-1111(代表)

